

「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について【抜粋】

平成20年3月
法務省入国管理局

「人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例

(1) 「人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動

以下に典型的な事例を挙げますが、**前提**として、学術上の素養を背景とする**一定水準以上**の専門的知識又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく**一定水準以上**の専門的能力を必要とする活動でなければいけません。

(2) 典型的な事例

- 本国の**大学を卒業**した後、本邦の語学学校との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、**語学教師としての業務に従事**するもの。
- **経営学を専攻して本国の大学院修士課程を修了**し本国の海運会社において、外航船の用船・運航業務に約4年間従事した後、本邦の海運会社との契約に基づき、月額約100万円の報酬を受けて、**外国船舶の用船・運航業務のほか、社員の教育指導を行うなどの業務に従事**するもの。
- 本国において**会計学を専攻して大学を卒業**し、本邦のコンピュータ関連・情報処理会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、同社の**海外事業本部において本国の会社との貿易等に係る会計業務に従事**するもの。
- **国際関係学を専攻して本邦の大学院を修了**し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、**語学を生かして空港旅客業務及び乗り入れ外国航空会社との交渉・提携業務等の業務に従事**するもの。
- 本国において**経営学を専攻して大学を卒業**し、経営コンサルタント等に従事した後、本邦のIT関連企業との契約に基づき、月額約45万円の報酬を受けて、**本国のIT関連企業との業務取引等におけるコンサルタント業務に従事**するもの。
- 本国において**経営学を専攻して大学を卒業**した後、本邦の食料品・雑貨等輸入・販売

会社との契約に基づき、月額約30万円の報酬を受けて、**本国との取引業務における通訳・翻訳業務に従事**するもの。

○ 本国において**経済学、国際関係学を専攻して大学を卒業**し、本邦の自動車メーカーとの契約に基づき、月額約20万円の報酬を受けて、**本国と日本との間のマーケティング支援業務として、市場、ユーザー、自動車輸入動向の調査実施及び自動車の販売管理・需給管理、現地販売店との連携強化等に係る業務に従事**するもの。

○ **経営学を専攻して本邦の大学を卒業**し、本邦の航空会社との契約に基づき、月額約25万円の報酬を受けて、**国際線の客室乗務員として、緊急事態対応・保安業務のほか、乗客に対する母国語、英語、日本語を使用した通訳・案内等を行い、社員研修等において語学指導などの業務に従事**するもの。